

高知県教育委員会 会議録

平成30年3月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成30年3月22日(木) 13:30

閉会 平成30年3月22日(木) 14:55

(2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	田村 壮児
	教育委員	平田 健一
	教育委員	竹島 晶代
	教育委員	八田 章光
	教育委員	中橋 紅美
	教育委員	木村 祐二

(3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	北村 強
〃	教育次長	藤中 雄輔
〃	教育次長	永野 隆史
〃	参事兼小中学校課長	長岡 幹泰
〃	教育政策課長	酒井 啓至
〃	教職員・福利課長	坂田 省吾
〃	学校安全対策課長	中平 文男
〃	幼保支援課長	溝渕 智栄子
〃	高等学校課長	高岸 憲二
〃	特別支援教育課長	橋本 典子
〃	生涯学習課長	森 克仁
〃	新図書館整備課長	國則 勝英
〃	文化財課長	土居 靖幸
〃	保健体育課長	山本 儀浩
〃	人権教育課長	西内 清
〃	教育センター所長	上岡 美保
〃	教育政策課課長補佐	泉 千恵
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	津野 哲生 (会議録作成)
〃	教育政策課指導主事	小島 文晴 (会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

- 教育長 3月定例委員会を開催する。
- 教育次長 (提案説明)
- 教育長 付議第8号から第10号は個人の情報を含む議案のため、非公開の取り扱いとする。
賛成の委員は挙手をお願いします。
- 各委員 全員挙手
- 教育長 それでは、付議第8号から第10号を非公開の取扱いとする。

【付議第1号 高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則議案(高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

平田委員	以前にも聞いたが、県立学校で学校運営協議会を置いているのは、現在2校だったか。
事務局	以前は中芸高校も実施していたが、現在は大方高校だけになっている。
平田委員	このような改正により、次年度からは設置する学校も出てくるという傾向は把握しているか。
事務局	このように規則を改正し、まずは周知徹底を図っていく必要があると思う。既に大方高校については学校運営協議会が旧法のもとで進んでいるので、現状としては、30年度の規則改正後、新たな学校運営協議会の形で取り組んでもらうという話を進めている。 さらに、学校支援地域本部等を実施している山田高校や佐川高校については、30年度中に話を進めてコミュニティ・スクールとしての学校運営協議会設置を積極的に取り組んでいきたいと思っている。予定としては、31年度には学校支援地域本部事業を実施している学校を加え5校に、さらに32年度には10校にと増やしていくような形で今後進めていきたいと考えている。
平田委員	県立高等学校再編振興計画で地域と密着した学校の声を聞いたときには、この協議会を設けて、県立学校も一緒に取り組んでいかなければならないという思いを持ったので、ぜひ進めてもらいたいと思う。 これに似たような組織で、開かれた学校づくり推進協議会があるが、内容は違っても、規則はあるのか。

事務局	現状では、開かれた学校づくり推進委員会はすべての県立学校にあるが、学校運営協議会と異なり、生徒が委員に入っているということがある。学校運営協議会については、生徒が必ず入らなければならないということはないので、説明をしながら周知徹底し学校運営協議会、さらにはコミュニティスクールとして、新たな取組として始めてもらうよう説明をしていきたいと考えている。
教育長	郡部にある学校にはできるだけ早めをお願いする。ただ、高知市内の学校はどうか。少し作りにくい部分もあるのかもしれない。
教育次長	開かれた学校づくり推進委員会があるので、そこにもう少し入る人を多くするとか、生徒の部分と分けるなど、少し工夫をしてもらって、コミュニティスクールまでは難しいような気もするが、市内の大規模校については、開かれた学校づくり推進委員会で十分対応はできるのではないだろうか。
教育長	だが、努力義務となっている。 市内校は作らなくてもよいという話でもない。
教育次長	今後は、順次、変えていくというようになるのではないかと思う。 まずは、来年度中に吾北分校を変えていきたいとは考えている。
教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第2号 平成31年度高知県高等学校入学者選抜の日程に関する議案（高等学校課）】

○高等学校課長 説明

○質疑

	【質疑等なし】
教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第3号 博物館に相当する施設の指定に関する議案（生涯学習課）】

○生涯学習課長 説明

○質疑

中橋委員	今回リニューアルしたことに伴って指定するという事になったと思うが、その前はどのような要件が足りず指定できなかったのか。
事務局	平成3年に坂本龍馬記念館が設置をされたのであるが、当時は展示物としては30点しかなかったということもあり、手続きにためらいがあったということ。今回リニューアルされ、この間に、約1,000点以上のものが寄贈されたということもあり、この機会に旧館・新館一緒に指定したいということで申請が上がってきたというのが経緯である。
教育長	指定されたからといって、実質的に何かプラスがあるとかいうことでもないということ。
事務局	この審査会の中でも、審査委員からそのような質問が出て坂本龍馬記念館の高松館長が答えており、例えばその指定を受けることで、県外や他の施設から貴重な品を借りやすくなるという意見もあった。しかし、基本的にはどのような設備が整っているか、その設備水準によるということ、よく言うと箔が付くというぐらいである。
教育長	一定の基準は満たしており、審査会でも指定しても問題ないということになっているので、この件はよろしいか。
教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第4号 高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則議案（生涯学習課）】

【付議第5号 高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則議案（生涯学習課）】

○生涯学習課長 説明

○質疑

教育長	この免除期間の3カ月や6カ月のスタートがいつからというのはどのように確認しているのか。
事務局	スタートというのは、6ページに手帳の例があり、この部分に有効期間が記載されている。この部分に健康政策部の方で記載をして、それが渡されて、これでスタートする。この部分を見て判断するという事になっている。

事務局	申請するのにシールのようなものを一緒に送って、この部分に記入したものを本人に返すという形になっている。
中橋委員	トレーニング室が無料で使えるというのはどれぐらいの特典になるのか。
事務局	使用料が100円や110円というようになっている。青少年教育施設の場合25歳が一つの区切りであるので、25歳を超えたら200円、210円であったと思う。ただし、この健康パスポートは20歳以上の方が対象であるので、20歳から上の方はこれ持っていくと無料で使える。
竹島委員	若い人もそのパスポートを利用しているのか。
事務局	年齢構成が少し分からないが、5ページに、現在は2万人を突破し、とある。翌年度以降の想定の数が出ているが、年齢構成については調べられていない。
竹島委員	6ページの案として、この体育館、テニスコート、グラウンドなどを団体で利用する場合は対象外となると書いてあるので、若い人にもっと広めるのであれば、こういった団体もいろいろ利点を設けた方が使いやすいのではないか。 対象について壮年など少し年が上になっているように感じる。
事務局	対象施設として挙げているのが、弓道場での弓道、プール、トレーニング室の利用となっている。団体競技というのは、現在健康政策部の対象になっていないので、今後全員の方が持っていたら対象にすることは考えられるかと思う。そこは健康政策部の方で考えていただくことかなと考える。 全庁的に取り組んでいくことになっているので、健康政策部の方から協力の要請があって、検討させていただいたということである。
教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第6号 高知県立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則議案
(新図書館整備課)】

○新図書館整備課長 説明

○質疑

	【質疑等なし】
--	---------

教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。
-------------------	--

【付議第7号 高知県教科用図書選定審議会への諮問議案（小中学校課）】

○小中学校課長 説明

○質疑

【非公開】

	【質疑等なし】
教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第8号 平成30年度高知県教科用図書選定審議会委員の任命議案（小中学校課）】

○小中学校課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第9号 登録審査委員の任命議案（文化財課）】

○文化財課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第10号 高知県いじめ問題調査委員会委員の委嘱議案（人権教育課）】

○人権教育課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	本事件を原案のとおり議決する。

(5) 議決事項

付議第1号から第10号 原案どおり議決